

中小企業経営構造転換促進事業補助金 Q & A

令和3年9月15日時点版

【目次】

1 制度の趣旨

- 問1-1 どのような制度でしょうか。
- 問1-2 どのような支援を受けられますか。
- 問1-3 補助金額は定額ですか。事業者によって金額が変わったりしますか。

2 支援対象等

- 問2-1 補助対象者はどのような事業者ですか。
- 問2-2 県から補助事業の確認を受けていない場合は、対象にならないのでしょうか。
- 問2-3 県からの上乗せ補助の対象となる国補助金について教えてください。
- 問2-4 「中小企業等事業再構築促進事業」について教えてください。
- 問2-5 「中小企業生産性革命推進事業」について教えてください。

3 県への申請手続き関係

- 問3-1 申請書類はどこで入手できますか。
- 問3-2 申請書類はどこに提出するのですか。
- 問3-3 受付期限はありますか。
- 問3-4 申請書類の書き方が分かりません。どこかで相談に乗ってもらえませんか。
- 問3-5 交付申請の期限はありますか。
- 問3-6 管轄が違う産業・雇用総合サポートセンター（地域振興局 商工観光課）へ申請してよいでしょうか。
- 問3-7 直接県庁へ提出してよいでしょうか。

1 制度の趣旨

(問 1 - 1) どのような制度でしょうか。

(答) 国が令和 2 年度の第 3 次補正予算で実施する中小企業等事業再構築促進事業（中小企業：卒業枠、通常枠、大規模賃金引上枠、最低賃金枠及び緊急事態宣言特別枠）、中小企業生産性革命推進事業（ものづくり・商業・サービス補助金及び小規模事業者持続化補助金及び IT 導入補助金のうち低感染リスク型ビジネス枠に限る）の交付決定を受け、事業を実施する県内中小企業に対して、県が上乘せ補助を実施します。

(問 1 - 2) どのような支援を受けられますか。

(答) 国が提示している活用イメージ（例）は以下のとおりです。

① 信州未来リーディング企業育成事業（国：中小企業等事業再構築促進事業の拡充）

例) 航空機部品製造業が、ロボット関連部品・医療機器部品製造の事業を新規に立ち上げる際の費用の一部を補助

例) 飲食業（居酒屋経営）が、オンライン専門の注文サービスを新たに開始し、宅配や持ち帰りの需要に対応する際の費用の一部を補助

例) 小売業（衣料品販売）が、ネット販売やサブスクリプションサービス事業に業態を転換する際の費用の一部を補助

② 中小企業ニューノーマル対応支援事業（国：中小企業生産性革命推進事業の拡充）

<ものづくり・商業・サービス補助金（低感染リスク型ビジネス枠）>

例) AI・IoT 等の技術を活用した遠隔操作や自動制御等の機能を有する製品開発（部品開発を含む）、オンラインビジネスへの転換に要する費用の一部を補助

<小規模事業者持続化補助金（低感染リスク型ビジネス枠）>

例) 飲食業が、大部屋を個室にするための間仕切りの設置を行い、予約制とするためのシステムを導入する費用の一部を補助

例) 旅館業が宿泊者のみに提供していた料理をテイクアウト可能にするための商品開発を実施する費用の一部を補助

<IT 導入補助金（低感染リスク型ビジネス枠）>

例) 顧客と従業員間の非対面化と効率化を実現するため、「遠隔注文システム」、「キャッシュレス決済システム」、「会計管理システム」を同時導入する費用の一部を補助

例) テレワークを実施するためにクラウド型の勤怠管理システムと web 会議システムを導入する費用の一部を補助

(問 1 - 3) 補助金額は定額ですか。事業者によって金額が変わったりしますか。

(答) 補助対象者に対して、以下の補助率・補助上限額の範囲内で補助金を交付します。

① 信州未来リーディング企業育成事業（国：中小企業等事業再構築促進事業の拡充）

補助率：最大 8/10（国 2/3 [補助金 6,000 万円超は 1/2（卒業枠を除く）]、県 4/30 または定額）

上限額：中小企業(通常枠) 8,500 万円 (国 8,000 万円、県 500 万円)

中小企業(卒業枠)11,000 万円 (国 10,000 万円、県定額 1,000 万円)

中小企業(大規模賃金引上枠)12,000 万円 (国 10,000 万円、県定額 2,000 万円)

補助率：8/10（国 3/4、県 1/20）

上限額：中小企業(最低賃金枠・緊急事態宣言特別枠)

1,600万円（国 1,500万円、県 100万円）【従業員数 21人以上】

1,067万円（国 1,000万円、県 67万円）【従業員数 6～20人】

534万円（国 500万円、県 34万円）【従業員数 5人以下】

②中小企業ニューノーマル対応支援事業（国：中小企業生産性革命推進事業の拡充）

補助率：8/10（国 2/3、県 4/30）、9/10（国 3/4、県 3/20）

上限額：ものづくり・商業・サービス補助金[8/10] 1,200万円（国 1,000万円、県 200万円）

小規模事業者持続化補助金[9/10] 120万円（国 100万円、県 20万円）

IT導入補助金 [8/10] 540万円（国 450万円、県 90万円）

（ただし、テレワーク対応類型は、上限 180万円：国 150万円、県 30万円）

なお、県の補助金額の算定は、以下のとおりとなりますので、ご注意ください。

県の補助金額 = 国補助金の補助対象経費[※] × 県の補助率

※交付決定時の補助対象経費又は額の確定時の補助対象経費のいずれか低い額

2 補助対象等

（問 2 - 1）補助対象者はどのような事業者ですか。

（答）国補助金の交付決定を受け、事業を実施する県内中小企業（県内に本社所在地〔個人事業者の場合は住民票に記載の住所〕を有する事業者）が対象です。ただし、本補助金の交付を受けるためには、国補助金の交付決定を受けた後、事業計画を県に提出し、補助事業の確認を受ける必要があります。

（問 2 - 2）県から補助事業の確認を受けていない場合は、対象にならないのでしょうか。

（答）県の交付申請の前に、県から補助事業の確認を受ける必要があります。確認を受けていない事業者は、県の交付申請をすることは出来ませんので、補助の対象外となります。

（問 2 - 3）県からの上乗せ補助の対象となる国補助金について教えてください。

（答）県からの上乗せ補助の対象となる国補助金（令和 2 年度 第 3 次補正予算で計上）は、「中小企業等事業再構築促進事業」及び「中小企業生産性革命推進事業」で実施される補助金となります。ただし、「中小企業等事業再構築促進事業」においては、中小企業（通常枠）、中小企業（卒業枠）、中小企業（大規模賃金引上枠）、中小企業（最低賃金枠）及び中小企業（緊急事態宣言特別枠）に、「中小企業生産性革命推進事業」においては、ものづくり・商業・サービス補助金及び小規模事業者持続化補助金及び IT 導入補助金のうち低感染リスク型ビジネス枠に限ります。

（問 2 - 4）「中小企業等事業再構築促進事業」について教えてください。

（答）国が令和 2 年度 第 3 次補正予算で計上した事業であり、新分野展開や業態転換、事業・業種転換、事業再編又は、これらの取組を通じた規模の拡大等の事業再構築に意欲のある中小企業等を

支援するものです。

補助対象者、補助要件等は、国（経済産業省）のホームページをご確認ください。

https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_saikoutiku/index.html

（問 2 - 5）「中小企業生産性革命推進事業」について教えてください。

（答）国が令和 2 年度 第 3 次補正予算で計上した事業であり、感染対策と経済活動の両立に資する設備導入や販路開拓への投資、テレワーク等に対応した IT ツールの導入等に意欲のある中小企業、小規模事業者等を支援するものです。

ものづくり・商業・サービス補助金（低感染リスク型ビジネス枠）は新型コロナウイルスの感染拡大が継続している中で、社会経済の変化に対応したビジネスモデルへの転換に向けた前向きな投資を行う中小企業等を支援するもの、小規模事業者持続化補助金（低感染リスク型ビジネス枠）は、小規模事業者等のポストコロナ社会に対応したビジネスモデルへの転換や感染防止対策（消毒液購入、換気設備導入等）を支援するもの、IT 導入補助金（低感染リスク型ビジネス枠）は、複数のプロセス（販売管理と労務など）を非対面化・連携し、一層の生産性向上を図る IT ツールの導入やテレワーク環境の整備に寄与するクラウド型 IT ツールの導入を支援するものとなります。

補助対象者、補助要件等は、国（独立行政法人 中小企業基盤整備機構）のホームページをご確認ください。

<https://seisansei.smrj.go.jp/>

3 県への申請手続き関係

（問 3 - 1）申請書類はどこで入手できますか。

（答）長野県のホームページからダウンロードいただくか、産業・雇用総合サポートセンター（問 3 - 2）参照）にて配布しています。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/keieishien/corona/kouzou-tenkan.html>

（問 3 - 2）申請書類はどこに提出するのですか。

（答）以下の産業・雇用総合サポートセンター（地域振興局 商工観光課）に電子メール、郵送・持参にてお願いします。

- ・ 佐久：〒385-8533 佐久市跡部 65-1（電話 0267-63-3158）saku-support@pref.nagano.lg.jp
- ・ 上田：〒386-8555 上田市材木町 1-2-6（電話 0268-25-7185）ueda-support@pref.nagano.lg.jp
- ・ 諏訪：〒392-8601 諏訪市上川 1 丁目 1644-10（電話 0266-53-6000）suwa-support@pref.nagano.lg.jp
- ・ 上伊那：〒396-8666 伊那市荒井 3497（電話 0265-76-6829）kami-support@pref.nagano.lg.jp
- ・ 南信州：〒395-0034 飯田市追手町 2 丁目 678（電話 0265-53-0432）minami-support@pref.nagano.lg.jp
- ・ 木曽：〒397-8550 木曽郡木曽町福島 2757-1（電話 0264-25-2228）kiso-support@pref.nagano.lg.jp
- ・ 松本：〒390-0852 松本市大字島立 1020（電話 0263-40-1932）matsu-support@pref.nagano.lg.jp
- ・ 北アルプス：〒398-8602 大町市大字大町 1058-2（電話 0261-23-6523）kita-support@pref.nagano.lg.jp
- ・ 長野：〒380-0836 長野市大字南長野南県町 686-1（電話 026-234-9528）naga-support@pref.nagano.lg.jp
- ・ 北信：〒383-8515 中野市大字壁田 955（電話 0269-23-0219）hoku-support@pref.nagano.lg.jp

(問3-3) 受付期限はありますか。

(答) 令和4年2月15日(火) [消印有効] までに県に提出する必要があります。ただし、予算額の上限に達し次第、受付終了となる場合があります。

(問3-4) 申請書類の書き方が分かりません。どこかで相談に乗ってもらえますか。

(答) 産業・雇用総合サポートセンター(地域振興局 商工観光課)で書き方などの相談に応じますので、お気軽にお問い合わせください。

(問3-5) 交付申請の期限はありますか。

(答) 令和3年度の交付申請は、令和4年2月15日(火) [消印有効] が期限となります。それまでに県から事業計画の確認を受けるとともに、国補助金の額の確定を受ける必要があります。期限までに提出が難しい場合は、提出を行った産業・雇用総合サポートセンター(地域振興局 商工観光課)へ個別にご相談ください。

(問3-6) 管轄が違う産業・雇用総合サポートセンター(地域振興局 商工観光課)へ申請してよいでしょうか

(答) 本社所在地の市町村を管轄する産業・雇用総合サポートセンター(地域振興局 商工観光課)にご申請ください。

(問3-7) 直接県庁へ提出してよいでしょうか

(答) 県庁では受付していませんので、最寄りの産業・雇用総合サポートセンター(地域振興局 商工観光課)へご提出をお願いします。